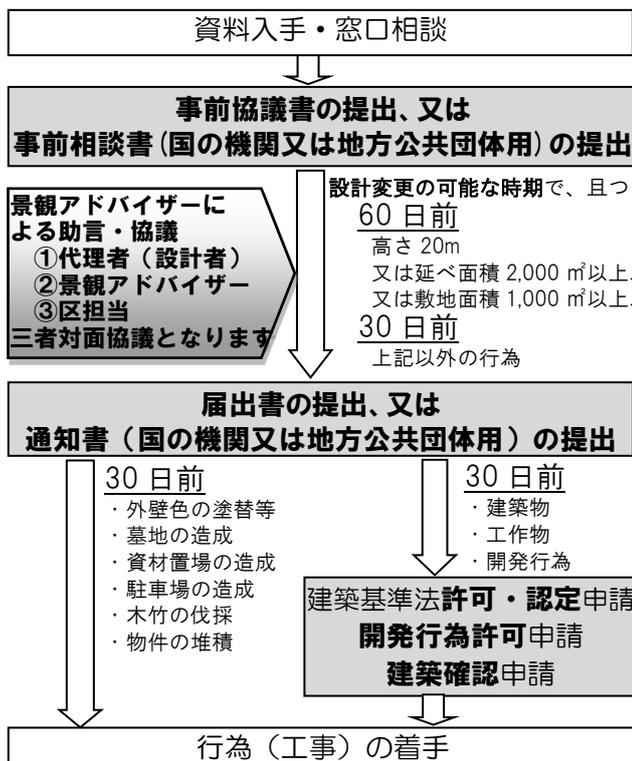


# 景観法に基づく板橋区景観計画 届出・事前協議等のご案内

板橋区は、都市景観の向上を目指して平成23年3月23日に景観行政団体となり、平成23年8月2日に景観法に基づく板橋区景観計画の運用をスタートいたしました。

下記の場合、景観法に基づく届出及び、板橋区景観条例に基づく事前協議等が必要となります。

種別	届出対象行為	一般地域 (景観形成重点地区以外の 板橋区全域)	景観形成重点地区 ※裏面参照
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 板橋崖線軸地区</li> <li>○ 石神井川軸地区</li> <li>○ 加賀一・二丁目地区 (H26.1.6 より)</li> <li>○ 常盤台一丁目・二丁目地区 (H26.8.1 より)</li> <li>○ 板橋宿不動通り地区 (R4.4.1 より)</li> </ul>
建築物	新築、増築、改築、移転、 外観変更を伴う修繕・模様替・ 色彩の変更、 基準に適合していない同色塗替	高さ20m以上、 又は延床面積2,000㎡以上、 又は※敷地面積1,000㎡以上	規模に関係なく、全ての行為
工作物	新設、増築、改築、移転、 外観変更を伴う修繕・模様替・ 色彩の変更、 基準に適合していない同色塗替	高さ20m以上、 又は築造面積2,000㎡以上	規模に関係なく、全ての行為
開発行為		開発区域面積500㎡以上	開発区域面積500㎡以上
土地 造成	墓地の造成	規模に関係なく、全ての行為	規模に関係なく、全ての行為
	資材置場の造成	—	規模に関係なく、全ての行為
	駐車場の造成	—	収容能力20台以上の自動車駐車場 (常盤台一丁目・二丁目地区のみ5台以上)
木竹伐採		—	木竹の存する一団の敷地面積200㎡以上 (板橋崖線軸地区のみ)
物件 堆積	屋外における土石・廃棄物・ 再生資源その他の物件の堆積	—	堆積の用に供する土地面積500㎡以上、 又は堆積高さ5m以上 (常盤台一丁目・二丁目地区のみ規模に関係なく全ての行為)



※ 但し、同一事業者等が隣接地もしくは連坦する計画地において、同時期に計画や建築行為等を行う敷地面積の合計面積が1,000㎡以上を対象とする。

景観事前協議(アドバイザー協議会)が整い、届出書の内容が板橋区景観計画に適合している場合、**適合通知書を交付します。**  
この適合通知書交付日以降は、届出書の提出から30日が経過していない場合でも、確認申請や行為(工事)の着手が可能となります。

詳しくは板橋区のホームページからご覧いただけます。  
 ■板橋区景観計画: 景観法に基づく基本方針と景観形成基準  
 ■景観デザインガイドライン: 景観要素、景観形成基準の解説  
 ■景観色彩ガイドライン: 色彩解説、色彩推奨基準  
 ■みどりのヒント集: 使ってはいけない樹木など、緑化に関する解説

連絡先  
 板橋区 都市整備部 都市計画課  
 都市景観係 ☎ 03-3579-2549

**景観形成重点地区（建築物や工作物は全ての規模・行為が届出対象です。）**

**板橋崖線軸地区**

赤塚五丁目（1、2、10～18、26～36）  
 赤塚七丁目 28・赤塚八丁目  
 大門  
 高島平三丁目 1（赤塚公園部分）  
 徳丸六丁目（22～55）  
 徳丸七丁目・徳丸八丁目  
 四葉二丁目

**石神井川軸地区**

※下頭橋～北区との区境までの上記の町目のうち、石神井川の河川区域又は河川区域に隣接する道路もしくは公園・緑地から、20mの範囲内が対象区域となります。

左岸：南常盤台一丁目、常盤台一丁目、  
 双葉町、大和町、本町、稲荷台、  
 加賀一～二丁目、板橋四丁目の各一部  
 右岸：弥生町、中板橋、栄町、氷川町、仲宿、  
 加賀一～二丁目、板橋四丁目の各一部

**加賀一・二丁目地区**

加賀一丁目（ただし一丁目1番の内JR埼京線以東の区域を除く）、加賀二丁目  
 ※加賀一・二丁目地区内でかつ石神井川沿いの区域（石神井川の河川区域又は河川区域に隣接する道路もしくは公園・緑地から20mの範囲）では、  
 加賀一・二丁目地区の基準を適用

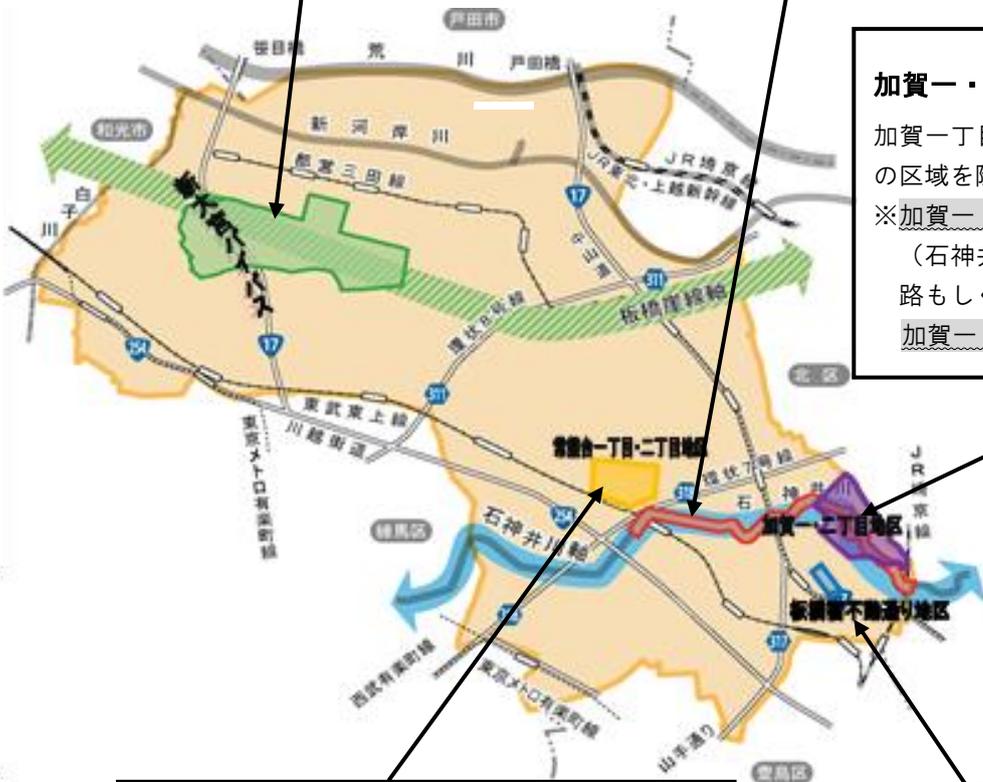
**板橋宿不動通り地区**

※旧中山道沿いの板橋宿不動通り商店街で、国道17号線から王子新道までの間の道路の道路境界線から、20mの範囲内が対象区域となります。

板橋三丁目の一部

**常盤台一丁目・二丁目地区**

常盤台一丁目（ただし、板橋区環状7号線沿道地区計画区域及び同沿道地区計画区域以南の区域を除く）、常盤台二丁目



**届出対象外の皆さまへ** ～望ましい街並みのイメージにそって建物のデザインを考えてみよう～

景観まちづくりは、区民・事業者の皆さまの取組みが欠かせません。

素敵な景観の街であるためには、周囲の景観を阻害するような行為（著しく奇抜な色彩を使用するなど）を控えてください。建物の色彩を派手なものにするよりも、住宅や店舗の出入り口周辺の樹木、玄関周りの舗装材、お店のディスプレイや広告など、建物の周りの外構を魅力的にしつらえることで、「素敵な住宅だな！」「あのお店は魅力的！」という印象をもたらします。